

山口県報

令和5年
4月4日
(火曜日)

目 次

○選管告示

政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数(二件)
選挙人名簿選挙時登録の基準日(二件)



山口県選挙管理委員会告示第五十号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第六十五号)第二条第七項の規定により、令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第二区選出議員の補欠選挙において、候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

令和五年四月四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

一人	届出候補者の数		テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数		
一人	テレビ山口株式会社 山口放送株式会社	一	一	一		

山口県選挙管理委員会告示第五十一号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第六十五号)第二条第七項の規定により、令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第四区選出議員の補欠選挙において、候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

令和五年四月四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

一人	届出候補者の数		テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数		
一人	テレビ山口株式会社 山口放送株式会社	一	一	一		

山口県選挙管理委員会告示第五十二号

衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙の執行に当たり、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第三項の規定による選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和五年四月四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

選挙時登録の基準日 令和五年四月十日

山口県選挙管理委員会告示第五十三号

衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙の執行に当たり、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第三項の規定による選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和五年四月四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

令和五年四月四日印刷
令和五年四月四日発行

発行人
所

山口県知事
庁

選挙時登録の基準日

令和五年四月十日